

## 長野県北信医療圏地域医療構想調整会議開催要綱

(設置)

第1 北信医療圏における地域医療構想の策定及び実現に向けた取組について協議、検討するため、長野県北信医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(任務)

第2 調整会議構成員は、次の事項について、意見交換を行う。

- (1) 長野県地域医療構想の策定に関すること
- (2) 地域医療構想の達成の推進に関すること
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に盛り込む事業に関すること
- (4) その他必要と認められること

(構成)

第3 調整会議は、委員12人以内で構成する。

2 構成員には、医療関係者、関係団体の代表者、住民代表、医療保険者及び市町村長等のうちから北信保健福祉事務所長が出席を依頼する。

(座長)

第4 調整会議に座長を置く。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、調整会議に必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年12月15日から施行する。
- 2 平成29年度の調整会議は、「医療計画について」（医政発第0331第57号平成29年3月31日付け厚生労働省医政局長通知）の「医療計画作成指針」による圏域連携会議を兼ねるものとする。
- 3 当分の間、調整会議は、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本方針」（平成26年厚生労働省告示第354号）第2の2の1に規定する「関係者による協議の場」が行う機能を司るものとする。